平成２１年（フ）第２６１１号
福岡県春日市日の出町４丁目33番地めぞん小町201号
債務者　玉川由希子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１８号
福岡市東区土井１丁目15番15―203号
債務者　碇野　大地
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２２号
福岡県大野城市下大利団地31番306号
債務者　重松　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３８号
福岡市東区大字志賀島760番地４
債務者　道岡　妙優（旧氏名清水弓子・道岡弓子）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４６号
福岡県太宰府市青葉台１丁目11番36号
債務者　野口さやか（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４９号
福岡市西区石丸１丁目18番10―303号
債務者　松元　秀代
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６３号
福岡市西区生の松原３丁目32番12号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６４号
福岡県糟屋郡宇美町原田４丁目13番９号190棟１号
債務者　春田　千秋
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６５号
福岡市早良区田隈３丁目68番４―２号
債務者　倉光　伸男
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６６号
福岡市城南区片江３丁目32番26号
債務者　森田多壽實
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７２号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目24番10号セジュール貴船107号
債務者　白木みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８７号
福岡県春日市春日原北町２丁目20番地21春日原パークマンション504号
債務者　稲吉　豊子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９８号
福岡市東区原田２丁目16番４号
債務者　上田由紀恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０１号
福岡県太宰府市国分５丁目10番７号
債務者　和田　義江
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０２号
福岡市博多区元町１丁目２番17号
債務者　戸町　寛三
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０５号
福岡市西区田尻１丁目13番４―101号
債務者　有本　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中53番地13サンシャイン篠栗Ａ201号
債務者　二宮　勇三
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２３号
福岡県前原市潤４丁目５番23号
債務者　三島　郁子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部